

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
利用者負担額の経過措置（案）について

平成29年11月

こども育成部 保育幼稚園総務課



# 経過措置適用後 茨木市保育所・認定こども園（保育枠）利用者負担額について

平成29年度ベース

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額：円）					
階層	定 義	3歳児（保育標準時間）					
区分		①国の上限額 基準	②現行利用者 負担額	③改正案	④経過措置 適用期間	⑤ (④-③)	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	
B 1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0
B 2		一般世帯	6,000 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
C 1	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	6,000 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
C 2		一般世帯	16,500 ( 8,250 ) [ 0 ]	12,300 ( 6,100 ) [ 0 ]	12,300 ( 6,100 ) [ 0 ]	12,300 ( 6,100 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
D 1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,000 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
D 2		一般世帯	27,000 ( 13,500 ) [ 0 ]	20,200 ( 10,100 ) [ 0 ]	20,200 ( 10,100 ) [ 0 ]	20,200 ( 10,100 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
E 1	市町村民税所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,000 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	4,500 ( 0 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
E 2		一般世帯	27,000 ( 13,500 ) [ 0 ]	20,200 ( 10,100 ) [ 0 ]	20,200 ( 10,100 ) [ 0 ]	20,200 ( 10,100 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
F 1	市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満		27,000 ( 13,500 ) [ 0 ]	20,200 ( 10,100 ) [ 0 ]	20,200 ( 10,100 ) [ 0 ]	20,200 ( 10,100 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
F 2	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満		41,500 ( 20,750 ) [ 0 ]	31,100 ( 15,500 ) [ 0 ]	31,100 ( 15,500 ) [ 0 ]	31,100 ( 15,500 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
F 3	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満		58,000 ( 29,000 ) [ 0 ]	33,000 ( 16,500 ) [ 0 ]	41,500 ( 20,700 ) [ 0 ]	38,900 ( 19,400 ) [ 0 ]	△ 2,600 ( △ 1,300 ) [ 0 ]
F 4	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満		77,000 ( 38,500 ) [ 0 ]	33,000 ( 16,500 ) [ 0 ]	41,500 ( 20,700 ) [ 0 ]	38,900 ( 19,400 ) [ 0 ]	△ 2,600 ( △ 1,300 ) [ 0 ]
F 5	市町村民税所得割課税額397,000円以上		101,000 ( 50,500 ) [ 0 ]	33,000 ( 16,500 ) [ 0 ]	41,500 ( 20,700 ) [ 0 ]	38,900 ( 19,400 ) [ 0 ]	△ 2,600 ( △ 1,300 ) [ 0 ]

※B 2～E 1階層については、2人目の子どもは（ ）内の金額となり、3人目以降の子どもは [ ] 内の金額となります。

※E 2～F 5階層については、複数の子どもが保育所等に入所している場合、2人目の子どもは（ ）内の金額となり、3人目以降の子どもは [ ] 内の金額となります。

※上記金額は平成29年度ベースでの金額であり、平成28年度の公定価格単価表による給付単価限度額を用いて算出しています。

## 経過措置（案）

### ○幼稚園等（幼稚園（私学助成対象施設を除く）・認定こども園（1号部分））利用者負担額

保育所等利用者負担額と同様に次のとおり、経過措置を講じるため、給付単価限度額を次のとおりとする。

- ① 経過措置期間（1年程度） 120人定員幼稚園の（基本分単価）＋（チーム保育加配加算）＋（給食実施加算）＋（主幹教諭等専任加算）＋（子育て支援活動費加算）＋（冷暖房費加算）＋（三歳児配置改善加算）×0.5
- ② 経過措置終了後 120人定員幼稚園の（基本分単価）＋（チーム保育加配加算）＋（給食実施加算）＋（主幹教諭等専任加算）＋（子育て支援活動費加算）＋（冷暖房費加算）＋（三歳児配置改善加算）

※ 現行 301人以上定員幼稚園の（基本分単価）

上記のとおり経過措置を適用した場合の影響額は下表のとおり。

私立幼稚園等における利用者負担額及び階層ごとの国徴収基準額に対する割合は、4ページ「経過措置適用後 茨木市幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）国徴収基準額平均額及び利用者負担額について」のとおりとなる。

平成28年度公定価格	446,433,888 … A
平成28年度国徴収基準額	54,242,110 … B

(円)

	上記の「給付単価限度額」を適用した場合の平成28年度ベースの茨木市利用者負担額（年額）（公立施設除く）	Aに対する割合	Bに対する割合	増収見込額	経過措置影響額 （①－②）
現行	給付単価限度額を301人以上定員幼稚園の（基本分単価）とする。	38,290,220	8.6%	70.6%	—
①経過措置期間	給付単価限度額を120人定員幼稚園の（基本+チーム保育+給食+主幹+子育て支援活動+冷暖房+（三歳改善×0.5））とする。	40,470,990	9.1%	74.6%	2,180,770
②経過措置終了後	給付単価限度額を120人定員幼稚園の（基本+チーム保育+給食+主幹+子育て支援活動+冷暖房+三歳改善）とする。	40,470,990	9.1%	74.6%	2,180,770

0

# 経過措置適用後 茨木市幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）利用者負担額について

平成29年度ベース

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額：円）					
階層	定 義	3歳児（教育標準時間）					
区分		①国の上限額 基準	②現行	③改正案	④経過措置 適用期間	⑤ (④-③)	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	
B 1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
B 2		一般世帯	3,000 ( 0 ) [ 0 ]	2,200 ( 0 ) [ 0 ]	2,200 ( 0 ) [ 0 ]	2,200 ( 0 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
C 1	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	3,000 ( 0 ) [ 0 ]	2,200 ( 0 ) [ 0 ]	2,200 ( 0 ) [ 0 ]	2,200 ( 0 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
C 2		一般世帯	14,100 ( 7,050 ) [ 0 ]	10,500 ( 5,200 ) [ 0 ]	10,500 ( 5,200 ) [ 0 ]	10,500 ( 5,200 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]
D	市町村民税所得割課税額77,101円以上211,200円未満	20,500 ( 10,250 ) [ ]	15,300 ( 7,600 ) [ 0 ]	15,300 ( 7,600 ) [ 0 ]	15,300 ( 7,600 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]	
E	市町村民税所得割課税額211,200円以上	25,700 ( 12,850 ) [ 0 ]	19,200 ( 9,600 ) [ 0 ]	19,200 ( 9,600 ) [ 0 ]	19,200 ( 9,600 ) [ 0 ]	0 ( 0 ) [ 0 ]	

※A～C 2階層については、最年長の子どもから数えて、入園される子どもが、2人目の場合は（ ）内の金額となり、3人目以降の場合は〔 〕内の金額となります。

※D～E階層については、小学校3年生から幼稚園年少までの範囲において、最年長の子どもから数えて、入園される子どもが、2人目の場合は（ ）内の金額となり、3人目以降の場合は〔 〕内の金額となります。

※上記金額は平成29年度ベースでの金額であり、平成28年度の公定価格単価表による給付単価限度額を用いて算出しています。